

基本構想等の策定に向けた検討の進め方（案）

1 基本構想審議会

(1) 役割(所掌事項)

区長の諮問機関として諮問に応じ、基本構想の策定等について、以下の内容を調査審議し、答申すること。（基本構想審議会条例第2条抜粋）

（諮問）

①総合的かつ計画的な区政を進めるための長期的指針となるとともに区民と区の共通の目標となる基本構想に関すること。

②基本構想の実現に向け、基本計画に盛り込むべき施策に関すること。

（基本構想審議会条例施行規則第2条抜粋）

(2) 審議事項（別紙 7-1 参照）

①基本構想について

☞ 検討対象：基本理念、将来像、政策分野別の「あるべき姿」

○近年の著しい社会経済環境の変化等を踏まえ、10年後を見据えた持続可能な区政の長期的指針となる新たなビジョンについて検討する。

②基本計画に盛り込むべき施策について

☞ 検討対象：政策分野別の「あるべき姿」を実現するための施策のあり方

○基本構想の実現に向けて、区政の持続的な発展を可能とするために、新たな基本計画に盛り込むべき施策の方向性を検討する。

③現状分析

○社会経済環境の変化等による区への影響について分析し、人口動態・政策分野ごとの課題を整理したうえで、現在の基本計画の達成状況や課題を整理する。

(3) 想定される主なテーマ・課題等（別紙 7-2 参照）

①ターゲット・時間軸を意識した施策横断的な課題について

①SDGsの目標年限2030年を見据え、SDGs未来都市として「啓発」から「実践」へ

②人口減少・少子高齢社会への対策と未来を担う人づくり、包摂的な共生社会

③区制施行100周年を迎える令和14（2032）年を契機としたチャレンジと飛躍

④「ゼロカーボンいたばし2050」の実現に向け、待ったなしの気候危機・環境対策

②安心・安全・まちづくりとサービス向上を実現する区政経営等について

①持続的な発展を可能とする行政経営・地域経営・都市経営のあり方

②首都直下地震や荒川の洪水、新たな感染症など災害・危機に強いまちづくり

③産業の活性化や新しい技術によってサービスや心の豊かを実感する「変革」へ

④絵本のまちをはじめ、同時並行的に進展するまちづくりなど、「魅力」を「愛着」と「誇り」へ

⑤老朽化が進む公共施設の整備に関する方針 など

2 検討体制（別紙 7-3 参照）

(1) 庁内検討組織

| 組織名 | 機能等 |
|-----------|--|
| 基本計画策定委員会 | ○基本構想及び基本計画に関する事項について審議を行う。 ○基本構想審議会の検討事項について審議を行う。 |
| 連絡会議 | ○基本計画策定委員会を補佐し、審議に必要な事項について調査及び調整を行う。 |
| 政策研究チーム | ○政策分野の課題に関連する施策を提案する。 |

(2) 区民参加

①区民検討会の開催（合計4回）

無作為抽出した区民（3,000人）に参加を呼びかけ、希望者110人を対象に、令和6年5月～6月にかけて合計4回開催した。

②区民意識意向調査の実施

無作為抽出した区民（3,000人）に郵送にて令和7年4月頃実施予定。

③その他、若い世代を対象としたWebアンケートやタウンモニター・eモニターへの調査、パブリックコメントの募集、大学生によるワークショップや子どもの意見を聞く仕組みの検討・実施などを予定している。

※区民検討会及び区民意識意向調査の結果(令和5年9月実施)については、第2回基本構想審議会で報告予定。

3 基本構想審議会の開催日程（別紙 7-4 参照）

令和6年8月2日(金)から令和7年9月まで（月1回程度13回開催予定）

中間答申：令和7年3月

答 申：令和7年9月